

『葬祭料』

(1)葬祭料を支給される人

被爆者が死亡したときは、葬祭を行う人に対して、葬祭料が支給されます。

但し、死亡の原因が交通事故、天災、先天性疾病など、原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかな場合は支給されません。

(2)葬祭料をうけるための手続き

支給を受けるためには、次の書類を居住地を管轄する保健所（部）へ提出してください。

(3)申請に必要なもの

- ・ 葬祭料支給申請書
- ・ 死亡診断書（コピー可）
- ・ 被爆者健康手帳
- ・ 手当証書（手当受給者のみ）
- ・ 葬儀を行った方の預金通帳
- ・ 会葬礼状のハガキ又は、葬儀社の領収書

※印鑑は、令和3年4月から不要となりました。